

令和6年度 第8回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和6年10月16日（水）9時30分～11時30分
開催場所	横浜市役所18階 みなと6・7会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、稲垣委員、上野委員、片谷委員、酒井委員、田中稲子委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員、藤井委員、藤倉委員、宮澤委員
欠席委員	水嶋委員、横田委員
開催形態	公開（傍聴者8人）
議 題	1 旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業 計画段階配慮書について 2 横浜市環境影響評価技術指針の改定について
決定事項	・令和6年度第6回及び第7回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。

議事

1 令和6年度第6回及び第7回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。

2 議題

(1) 旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業 計画段階配慮書について

ア 計画段階配慮書に対する配慮市長意見（案）について、事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 それでは、ただいまの説明について、御意見や御質問がありましたらお願いいたします。これまでいただいた御意見を踏まえて、配慮市長意見（案）を作っていただいておりますが、いかがですか。特に御質問等ございませんか。どなたも挙手されていらっしゃらないようですので、こちらで市長意見として、まとめていただいておりますか。

特に御質問や御意見はないようですので、このような形でまとめていただく、固めていただくということにさせていただきます。ありがとうございました。では、本件に関する審議はこれで終了といたします。

なお本件は、配慮書手続の段階ですので、審査会からの答申という形はとりませんが、事務局は審査会の意見を十分踏まえた上で、配慮市長意見の確定をお願いいたします。

【事務局】 承知いたしました。

(2) 横浜市環境影響評価技術指針の改定について

ア 前回までの審査会でいただいた主な御意見、技術指針改定案（素案）別表2及び技術指針改定案（素案）別記の4項目について、事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 ありがとうございました。では、ただいまの説明について、御意見や御質問がありましたらお願いしたいと思います。まだ片谷委員は出席されていないようですね。

【事務局】 はい。

【奥会長】 今、御出席の委員の方からお願いします。では、藤倉委員どうぞ。

【藤倉委員】 はい、今の資料（事務局資料「横浜市環境影響評価技術指針の改定に

ついて」。以下、「スライド」という。)について二つあります。

まず、(スライド) 10 ページなのですが、土壌汚染について、「(1) 予測項目」の「イ (対象事業実施区域外への) 拡散の可能性」と「エ 地下水への溶出 (の可能性)」の意味するところの違いが、地下水の溶出以外の、例えば土の粒がこぼれるなどを「イ」で言っているのか、「イ」と「エ」の違いが分からない。それから、「オ (新たな土壌汚染が発生する可能性)」は、どういうことが考えられるのかが分からないので、教えていただければというのが一つ目です。

次に (スライド) 13 ページで、先ほどの委員の皆さんの御意見 (別紙 1 前回までの審査会でいただいた主な御意見 (別表 2 について)) があって、「1 (2) 項目選定する事業の考え方」のイの「存在・供用時に土壌汚染の状況への影響が予想される場合」とあるのですが、これは新たな土壌汚染の発生というよりは、例えば土壌汚染を封じ込めているのだけれど、何か存在・供用によって、それが影響に及ぶおそれがあるという意味で記載されるのかどうかを教えてください。

【事務局】

まず (スライド) 10 ページの「(1) 予測項目」の「イ 対象事業実施区域外への拡散の可能性」というのと、「エ 地下水への溶出の可能性」というところでは、対象事業実施区域外への拡散の可能性があるかどうかという部分につきましては、土壌汚染が生じていた場合、その汚染土壌自体が拡散するおそれがあるかどうか、そういった可能性、対象事業実施区域外ということで、事業者がその管理する外側まで拡散する影響があるかどうかという視点で記載をしております。

その下の「エ 地下水への溶出の可能性」につきましては、土壌汚染にも、溶出する場合としない場合が考えられまして、溶出する場合については地下水への影響が出てくるということですので、その地下水への影響が出るか出ないかということの可能性があるということで、視点を変えて記載をしているということになります。

【奥会長】

あと「オ (新たな土壌汚染が発生する可能性)」についてもですね。

【事務局】

こちらにつきましては、先ほどの存在・供用時 (別紙 1 の土壌 4-8-2) にも関連してくるところでございますが、現に土壌汚染が確認されていない場合で、何らかの施設の供用に伴って土壌汚染に繋がるような物質等を扱うようなときに、その土壌汚染が発生するか、可能性があるかないかというような視点となっております。

そして、(スライド) 13 ページの「1 (2) 項目選定する事業の考え方」の「イ」存在・供用時のところの部分につきましても、予防的な措置が必要かどうかというような視点も含めて記載しておりますので、先ほどの (スライド 10 ページの「(1) 予測項目」の「オ 新たな土壌汚染が発生する可能性」と同様に現に土壌汚染が発生していない場合で、新たに土壌汚染の状況に何らかの影響が予想される可能性があるかないかというような視点で記載をしているところです。

【奥会長】

藤倉委員、いかがですか。

【藤倉委員】

まず (スライド) 10 ページの方なのですが、「イ」の (対象事業実施区域外への) 拡散は具体的にどのような暴露経路を考えているのかが分からなくて、一般的に土壌汚染の拡散と言った場合は、汚染物質を持っている土が物理的に土埃みたいなもので飛ぶとかというのがあります

し、雨が降って地下水に溶出するというのが大きなルートですね。掘削して搬出というのはまた別の話だと思いますので、地下水の溶出を1個立てているのであれば、後は搬出しようと思っていなくても物理的に風が吹いたりして、土埃という形で舞って拡散をするということになるのではないかと思うので、その区切りがよく分からないというのが最初の質問です。もし他の委員が分かっていたら教えてください。

それから二つ目の「オ」にも関連した新たな土壤汚染が発生する可能性については、土壤汚染という観点なのかという件を前にもお伝えしたと思うのですが、要は化学物質であれば化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律で本来きちんと漏れないようにとか、そういう規制は当然かかっているわけです。水質汚濁防止法で排水の地下浸透処理が禁止されているわけですし、土壤汚染が生じるような大気汚染が生じていたら大気汚染の（規制）法で、本来しっかり対応するべきなので、（環境）アセスメントをしなければならないような新たな土壤汚染は具体的にどういうことを想定しているのかが分からないので、もう少し教えていただければと思います。

【奥会長】 今の点いかがですか、事務局。

【事務局】 まず「イ 対象事業実施区域外への拡散の可能性」のところですが、藤倉委員から御指摘をいただいたように、土埃のようなもので舞ってしまうという飛散についても、この拡散のところに含んでいると考えております。ただ、表現として、拡散だけだと少し足りないかというところもありますので、こちらを「対象事業実施区域外への飛散及び拡散の可能性」のような表現で、両方を含んでいるような記載とさせていただければと考えているところです。

もう一つの方、何らかの予防保全措置を行うことが（法令によって）定められている中で環境影響評価の対象とするような土壤汚染がどのようなものが想定されるのかという御意見かと思いますが、こちらについては、本来あってはならないと考えておりますが、事業者として項目選定する、しないということを考えた際に、どのような対策をとるのかということを示す必要があるのではないかと考えております。そういった点で今、藤倉委員が御指摘いただいたような、法令で定めているような予防保全措置をしっかりとるかというところ、そういった視点で、定性的なものになるかと思いますが、環境影響評価の対象として加えているというようなところです。

【奥会長】 どうぞ、藤倉委員。

【藤倉委員】 後者の新しい方は分かりました。今映っている（スライド）10ページの「イ（対象事業実施区域外への拡散の可能性）」については、拡散という言葉の中の一つに地下水の溶出が入っているのではないのかということです。拡散の方が大きいのではないかという趣旨で申し上げていて、拡散と地下水の溶出が重複しているのではないかという趣旨ですから、あとは適宜御判断ください。私はこれで結構です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 この整理をお願いいたします。「エ（地下水への溶出の可能性）」を

書くのであれば、「イ（対象事業実施区域外への拡散の可能性）」の方はそれを除いた可能性ですよね。飛散の可能性なのですよね。そちらで明確化していただきたいという御趣旨ですので、そこは御検討お願いいたします。

では、田中修三委員、どうぞ。

【田中修三委員】

今の件なのですけれど、スライドの 10（ページ）です。これは「ア」も関係ありますが、土壌汚染の範囲とか、あるいはその拡散してどれだけ汚染が広がっていく可能性があるかと。これは、地下水に溶出して拡散していくことももちろんあります。一つは先ほどお話も出ましたが、大気に出たものがいずれ降下してきて、土壌汚染に繋がるというようなことで範囲が広がったり拡散することもあります。ここで言っているのはおそらく、土壌に吸着した有害物質、いわゆる土壌コロイドが降水等の土壌浸透水によって拡散していくという、これはコロイド促進輸送と呼ばれる現象なのですけれども、これが起こっているということが近年分かってきました。地下水に溶出する前に、土壌中を土壌浸透水によって土壌コロイドに吸着した有害物質が拡散していくと、最終的には地下水に到達すれば地下水に溶出してさらに拡散していくというような現象が起こることが分かってきています。特にダイオキシン類はその現象が非常に大きな問題になりつつあるのですけれども、そういう意味だと思いますね。この「イ 対象事業実施区域外への拡散の可能性」というのは、地下水に到達する前の土壌中のコロイド促進輸送を考えているのではないかと思います。以上です。

【奥会長】

ありがとうございます。これは項目としては、「イ（対象事業実施区域外への拡散の可能性）」と「エ（地下水への溶出の可能性）」はこのように分けておいて、例えば大気から汚染物質が土壌に降り注いでそれがまたこう浸透して行って地下水に出ていくということでしょうか。

【田中修三委員】

必ずしも地下水に到達するとは限りませんので、現象として一応分けた方が良いでしょう。

【奥会長】

分かりました。これは、そういう意味で並び順としてはどうなのでしょう。か。「イ（対象事業実施区域外への拡散の可能性）」の次に、「エ」の「地下水への溶出の可能性」を置いた方が良いでしょうのかもしれない。「ウ」の「搬出する汚染土壌の量」は後ろに持ってくるか。並び順を考えた方が良いでしょう。

【田中修三委員】

関連するものを先にまとめた方が良いでしょうかもしれませんね。

【奥会長】

では、そこも御検討いただければと思います。事務局の方でお願いいたします。よろしいでしょうか。今のこちらのスライドの件につきましては、他の委員の方も大丈夫ですか。

それでは、片谷委員がお入りになっているようです。「安全」に関しては片谷委員から御意見があると伺っておりまして、よろしければ、御発言いただきたいと思います。

【片谷委員】

事務局から私の意見はまだ紹介されていないということですのでよろしいでしょうか。

【奥会長】

片谷委員がお入りになったら、直接言っていただいた方が良いでしょうかと私が判断いたしまして、まだ伺っていません。

【片谷委員】

はい。資料は何か画面に出ますか、口頭で言った方が良いでしょう

か。

【奥会長】 少し後にしますか。

【片谷委員】 いえ、今すぐでもよろしいのですけれども。事務局とやり取りを結構させていただいたので、そこで一種の落としどころみたいなところを御提案したので。

【奥会長】 分かりました。では先に事務局から紹介いただいて、補足があれば片谷委員に直接言っていただくということで。

【片谷委員】 事務局、それでよろしいですか。

【事務局】 御意見いただいている部分を、まず事務局の方から御紹介させていただいてもよろしいでしょうか。

【片谷委員】 はい、そうしていただいて、私が補足することがあれば追加で発言させていただきます。

【奥会長】 では、そのようにお願いします。

【事務局】 承知いたしました。それでは片谷委員からいただいている御意見を事務局から読み上げさせていただきます。

「安全」の細目を見直し、「土地の安定性」を「安全」と切り離すことは賛成です。「土地の安定性」は結果として、「安全」との繋がりがありますが、地形・地質との繋がりが強いので、「安全」とは別に、予測評価項目として立てた方が分かりやすいと思います。「安全」を予測評価するにあたっては、リスクアセスメントの考え方を参考にすると良いと思います。化学物質に関しては、リスクアセスメントの予測評価に必要な事故の発生確率の知見が積み重ねられています。しかし、自然災害の確率を予測させるようなものについては、事業者に過度な負担をかけることになるため、予測対象とすることについて、慎重に検討する必要があります。「火災・爆発」、「有害物漏洩」において、人為的ミスに起因するものを対象とすることは、環境影響評価の時点で取扱量などの予測条件を示すことができれば、予測評価の技術的難易度はそれほど高くないので、対象とすることで良いと思います。このことから、「火災・爆発」、「有害物漏洩」の地震等の自然現象に起因する二次災害に関するものは、環境影響評価項目から外して、配慮事項としても良いのではないのでしょうか。

というものでございます。今、スライド（16 ページ）を共有させていただいているかと思えます。こちらの「安全」の「1 (1) 環境影響評価の対象」のところ、「イ 火災・爆発」の「(ア) 内容」の「b 地震等の異常な自然現象によって発生する火災・爆発の防止等の安全性の確保の状況」、それと「ウ 有害物漏洩」の「(ア) 内容」のbのところ、「地震等の異常な自然現象によって発生する有害物漏洩の防止等の安全性の確保の状況」、こちらが現行の「安全」で記載している二次災害に該当するところでございます。こちらを環境影響評価項目の対象から外して、配慮事項としても良いのではないかという御意見をいただいているところでございます。以上です。

【奥会長】 片谷委員、補足がございましたらお願いいたします。

【片谷委員】 はい、まずこの「安全」という項目を独立して設けているのは神奈川県などもそうなのですけれども、そのこと自体には特に異論を唱えているわけではありません。ただ一番気になるのは、特に自然災害が絡む現

象を扱うときには、例えば私の元々の専門分野である大気に関しては、もう長年の蓄積があってブルーム・パフモデル以来の蓄積があって、技術的にもほぼ出来上がったレベルに達していると言って良いかと思えます。一方でその自然災害がいつどこで発生するかということに関しては、地震学を研究している人たちが長年にわたって、研究を続けてきたわけですが、現在に至ってもなお、まだ十分な予知ができるようなところまでは到達していないと言えます。そういう中で、アセス事業者若しくはコンサルタント会社に自然災害の発生を予測しなさいと言うのには、やはりかなり無理があると思っております。

ですから、その予測というやはり地震予知みたいな話まで含むというふうに理解されてしまうおそれがありますので、そうではなくて、先ほど事務局が説明した趣旨は、そこまでの予測は無理があるので、配慮事項として自然災害が起きた場合の対策として、こういうことを考慮してありますよということを図書の中に盛り込んでいただくというレベルで良いのではないかと、ということをお個人的な意見として申し上げたということです。

一方で、「安全」という項目を重視したいという事務局のお考えも理解しておりますので、できることはやってみようという趣旨になりますけれども、例えば先ほど化学物質のリスクアセスメントという話が出ましたけれども、この分野はかなりもう知見が蓄積されてきていますので、そういった過去の研究成果というのをうまく活用して、アセスの中にも取り組んでいただくということは、可能であろうと思っておりますし、それ以外のことに関しても、要は文献で知見がある程度出されているものに関しては、アセスの中に入れるという方針はあって良いだろうと思っております。全く何もないところから、ゼロから事業者にやりなさいというのは、やはりできれば避けたいというのは私の意見の趣旨です。とりあえず現時点では以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。

田中修三委員はこの点に関連して（の御意見）でしょうか、発言を希望されていますか。

【田中修三委員】 いや、別件です。

【奥会長】 分かりました。少しお待ちください。

では今、片谷委員からも補足をいただきましたけれども、事務局のお考えとしては、やはりこの自然現象によって発生するこういった火災・爆発等の安全性の確保については、配慮事項とはせずに、技術指針の中に別記として位置づけておくということにしたいということですね、このように整理されたということによろしいですか。

【事務局】 事務局としましては、これまで「安全」に関しまして、二次災害についても対象とするというところで、環境影響評価の予測対象として入れてきたところですが、ただ実際のところ、どのように予測評価をするのかというところの具体について改めて今回別記の方を整理させていただく中で、片谷委員の方から御指摘いただいたように、その知見がどの程度積み上がっているかということと、あと事業者がどのように対応するかという点につきましては課題というふうに考えております。予測評価とすべきなのか、それとも予測評価はしないけれども適切な配慮事項を事

業計画等で記載させるというような形をとるべきかというところについては、もう少し審査会の委員の皆様からの御意見をいただけると幸いというふうに考えているところでございます。よろしく申し上げます。

【奥会長】 こちらの点につきまして他の委員の方から何か御意見ございますでしょうか。特に現時点ではありませんか。

では、どのように整理していくかということについては、また事務局の方でも、御検討を引き続きお願いできればと思います。追加の御意見はないようですので、今の時点では。

では田中修三委員、お待たせいたしました。どうぞ。

【田中修三委員】 「土壌」に関することなのですが、スライドの8枚目をお願い致します。

「(1) 調査項目」の「ア(地歴の状況)」と「イ」がありまして、「イ 土壌汚染の状況」のところ、更に(ア)と(イ)があって、内容的には現在の技術指針と大きくは変わっていないのですが、箇条書きにされたり、説明を加えられて、分かりやすくなったという印象を持っています。

一つ確認したいのが、((1)イの)「(ア) 土壌汚染が想定されている範囲」、「(イ) 土壌中の土壌汚染物質の濃度」とあり、これは既往の調査結果等があれば当然、既存の資料とか地歴調査でやることになると思うのですが、それで必ずしも十分でないときには、実際に事前調査的なことも念頭に入れておられるのかどうかを確認したいと思います。

【奥会長】 事務局、お願いいたします。

【事務局】 「ア」として「地歴の状況」、「イ」として「土壌汚染の状況」という順番で記載をしています。

地歴に関しましてはこちらに記載のあるとおり、「過去の土地利用の履歴、過去において土壌汚染物質を取り扱っていた事業場の設置状況、土壌汚染物質の取扱いの履歴等を把握する」ということとしております。こういった地歴の状況を確認する中で、対象事業実施区域において土壌汚染が確認されているような場合につきましては、土壌汚染が想定される範囲が、土壌汚染の状況として分かるということになりますので、それは地歴の状況の調査結果を活用して把握するというところでございます。

ただ、一般的に、例えば土壌汚染対策法などでは、そういった地歴(調査)の結果、土地の形質の変更等が行われる場合に必要に応じて土壌汚染の状況を調査するという建付けになっております。そういったプロセスがある中で、アセスの段階で、しかも調査の段階で土壌汚染の状況を調査するかどうかについては、事業者の判断によるかと考えておりますので、事業者が自ら積極的に土壌汚染をあらかじめ調査するという点については許容するような記載と考えております。

【田中修三委員】 はい、分かりました。以前の審査会でも、だいぶ前になりますが、お話ししたのですけれども、やはり事前調査をもちろん可能な範囲でということになりますが、やることによって、方法書以降と言いますか、アセスの評価にかかる時間そのものをある程度短縮もできることもありますので、事業者が可能であれば、ここでは「必要に応じて現地調査」というのが、言葉が入っていますけれども、可能な限り必要であれば、実際の事前調査もやっていただく方向で指導していただければと思います。

以上です。

【奥会長】 事務局、回答ございますか。

【事務局】 事業特性ですとか地域特性など様々な要因があるかと思えます。その状況の中で事業者に対して、そのような提案をすることもあるかと思えますので、運用の方で対応させていただきたいと思っております。

【奥会長】 よろしいでしょうか、田中修三委員。

【田中修三委員】 はい、結構です。

【奥会長】 ありがとうございます。他の委員はいかがですか。
菊本副会長、お願いいたします。

【菊本副会長】 「地盤」と「土地の安定性」に関することの質問でもよろしいでしょうか。

【奥会長】 お願いします。

【菊本副会長】 「地盤」と「土地の安定性」というところで、比較的似たような項目がいくつか入ってきます。記述としては、事前に見せていただいて指摘したところもいくつか対応いただいていると思うので、それでいいのですけれども、今からお伺いする事項がどちらに含まれるかというのを教えていただきたいと思います。

一つ目は、建物を新たに建てますというときに、支持力が不足していてそれで地盤が破壊される懸念がありますと、それがないようにしなければならぬというのは、土地の破壊に関することなので「(土地の)安定性」とも取れるのですけれども、沈下とかという意味で言うと「地盤」に入りそうなのですが、これはどちらでカバーされるのか。

二つ目は、盛土を行う場合に沈下が起こることはもちろん懸念されるのですけれども、盛土をする場所とか、盛土の下の地盤によっては地盤が破壊される場合があります。それも「土地の安定性」に含まれるような感じがするのですけれども、それはどちらになるのか。例えば、斜面上の盛土、これはよくやりますので、そういうことはどちらに含まれるのかということです。

三つ目は、地下の掘削を行うときに周辺の地盤が変形したら破壊されるとか、あと周辺の既設構造物に影響が及ぼされるということがあると思うのですけれども、それはどちらに含まれるのかということなのです。

お伺いした観点は、「地盤」はどちらかということと変形、土が沈下したりとか形が変わったりとかという、そちらを想定された記述が多くて、「土地の安定性」は、破壊に関する項目が多いと思うのですけれども、どの辺りで分けるのかというのが分からないので、どちらに含まれるのかを教えてくださいと有り難いです。以上です。

【奥会長】 では事務局、お答えいただけますか。

【事務局】 今3つのケースについて、御指摘をいただいたところでございます。明確にどのようにとところが、はっきり分かるような記載としておらず申し訳ございません。

今の観点としましては、「地盤」に関しては、地盤沈下という現象が起きるところ、元々公害としての地盤沈下というものを想定して記載をしております。

「土地の安定性」につきましては、斜面地の崩壊や地盤の変形等、この地盤の変形等というのは何なのかということにつきましては、液状

化のような現象が起きるかどうかというところでかなり広い範囲で記載をしているところです。

事業を行うにあたって、環境影響評価を行うにあたり、今御指摘いただいたような内容が想定され得る場合に、「地盤」として取り扱うのか、それとも「土地の安定性」と取り扱うのかというところについては、その事業の行われる内容を踏まえて、項目選定していただく形になると思っております。その辺りは、事業者の項目選定する考え方について相談を受ける中で調整をしていきたいとは思いますが、地盤沈下の視点と土地の安定性という視点で、対象事業の記載について、よりこうした方がよいという御提案をしていただけると非常に助かります。よろしく願います。

【奥会長】 はい、菊本副会長。

【菊本副会長】 ありがとうございます。私の趣旨としては、「地盤」と「土地の安定性」のどちらかに必ず振り分けられなければいけないということではなくて、取り逃がされなければ良いという趣旨だったので、例えば高い建物を建てますというときに、その建物が十分な支持力を持つように設計するというような、そういう趣旨のものがどこかに含まれていると良いということとかですね。

あと盛土も地盤を破壊させる可能性があるのもそれに注意するとか、そういうところがどちらかに含まれていて取り逃がさなければ良いと思っているので、今質問としてはどちらですかという聞き方をしたのでどちらかに必ず分けられなければならないと捉えたかもしれないですけど、取り逃がさなければ良いという観点で、記述が充実していれば良いという形で考えておりました。

一度記述の内容を私も確認して、もし可能であれば指摘できることを、提案させていただきたいと思っております。以上です。ありがとうございます。

【奥会長】 ありがとうございます。

【事務局】 よろしく願います。

【奥会長】 菊本副会長にお伺いしたいのですけれども、「地盤」については、「土地の安定性」の中に含めずに、独立させて位置付けておいた方が良いでしょうか。項目として。

【菊本副会長】 私自身は、地盤が変形して破壊される現象というのは連続して起こる現象なので、本当は統一的にもう一緒に含めてしまっても良いのではないかと思います。というのは、例えば液状化現象でいうと、液状化が起こったとき建物が沈下したりはしますが、斜面上で液状化が起こると斜面の崩壊も起こりますので、それで沈下したものがそのまま破壊に繋がることがあります。明確に切り分ける必要があるのかというのは若干疑問があるのですけれども、この辺りは「土地の安定性」という項目を新たに設けたという意図がどういうところにあるのかというのが関連していると思うので、その辺りは事務局にお伺いできればと思います。

【奥会長】 いかがですか、事務局。「地盤」と「土地の安定性」を切り分けているというその意図ですね。

【事務局】 事務局としましては、先ほども申し上げましたが、まず「地盤」という項目名になっておりますが、公害としての地盤沈下という視点でこれ

まで対象としてきたところがございますので、そこについては今回抜本的な見直しということではなくて、現行の別記を生かしていくというところをベースに、「地盤」は地盤沈下としています。ただ、「土地の安定性」については「安全」というよりも、予測評価の仕方を考え、あとは他都市の状況を踏まえると、少なくとも安全から土地の安定性の部分は切り離れた方が良いのではないかという視点で、まずは「地盤」と「土地の安定性」を別々の項目として立てさせていただいたところがございます。

地盤に対する影響としましては、確かに（菊本副会長が）おっしゃるように、一体として扱われても然るべきものとも感じているところです。

ただ、今そこを一体とする検討というのをどこまでできるのかというところで、今回の技術指針の改定の中で対応できるかどうかというところにつきましては、再度検討させていただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

【奥会長】 では、現時点ではそういう答えですので、また検討されるということで、菊本副会長よろしいでしょうか。

【菊本副会長】 今のお話でいうと、本当は「地盤」は地盤沈下という表記が良いとは思いますが、ただ他の項目を見ると、土壤汚染に関することも「土壤」とか、「大気質」だけで止まっていますし、そうすると「地盤」にせざるを得ないのかなと思います。私としては項目の名前とかというよりも懸念されることに対して、取り逃しがなければそれで良いと思っていますので、その辺りは問題ないと思いました。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。

典型7公害の一つとしての地盤沈下ということで捉えたいということであれば、（スライド 14 ページの）「1 (2) 項目選定する事業の考え方」の「ア（工事中に地盤沈下が予想される場合）」と「イ（存在・供用時に地盤沈下が予想される場合）」は、そこに該当すると思うのですが、でも、「ウ」はその他で、必ずしも公害問題に限定されない地盤沈下もウは含まれてしまう余地を残してしまっているの、ここまで来ると「土地の安定性」と切り離してしまっても良いのかという話が出てきてしまうと思います。また御検討ください。

【事務局】 承知しました。

【奥会長】 片谷委員、どうぞ。

【片谷委員】 はい、ありがとうございます。

今の議論に別に異論があるわけではないですが、「地盤」のところは地盤沈下だけとは私は考えていない立場で、例えば、能登の地震では隆起という現象がたくさん発生しました。これも実際にはビルが倒れたりしたのも現地に行ってみるとやはり地盤に問題があったと理解ができます。地盤に絡むことというのは、横浜市で同じことが起きるかどうかは、全く私の想像の範囲を超えている話になってしまいますけれども、やはり「地盤」は必ずしも沈下だけではないのではないかと。菊本副会長がおっしゃった漏れがないようにという趣旨からすると、やはり隆起とか液状化とかはここに入るといふふうにしておいた方が良いのではないかというのが個人的な意見です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。

事務局の考えとしては、そういった隆起や液状化は「土地の安定性」の方で整理できるということですかね。

【事務局】 液状化に関しましては、「土地の安定性」の方で対象とし得ると思っております。今、片谷委員からおっしゃっていただきました隆起に関しては、その要因が地震に伴う隆起ということになりますと、なかなか予測の対象として事業者に予測評価をさせるというのは難しいのではないかと思います。その他の要因で隆起が生じるということについて言うと、今のところ「土地の安定性」、液状化的なもので浮き上がりが生じるとかそういったものが中心なるかと思いますが、「土地の安定性」の方で必要があれば見ていくと考えております。

【奥会長】 よろしいでしょうか。この「地盤」と「土地の安定性」の整理については、引き続き事務局で検討いただくということをお願いいたします。

他の委員の方はいかがですか。田中稲子委員、どうぞ。

【田中稲子委員】 改定の取りまとめは非常に大変だと思いますが、丁寧に見ていただいていると思っております。

「温室効果ガス」のところで少し確認をさせていただきたいのですけれども、資料は別紙 2-2 です。「土地の改変、工作物の設置・撤去又は施設の供用により」とあり、時間的な範囲は明確にさせていただいたのですけれども、温室効果ガスの算定の対象範囲というのは、解説で補足されるという理解で良いでしょうか。以前にも議論があったかもしれないのですけれども、直接排出するものが対象なのか、間接的なものは難しいにしても、例えば上瀬谷の事業などは開発が行われることによって恒常的に多くの集客が見込まれ、その方々の交通由来の温室効果ガスが常に発生することを考えると、どういう交通を考えているか、会場までどうやって誘導するかということも結構影響するかと思います。その辺りで対象とする範囲といえますか、どこまでの行為を対象として評価するかは、どこかに記述がされるものなのかを教えていただくと有り難いです。

【奥会長】 事務局から回答をお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。温室効果ガスの対象については、別記に記載をしているところでございます。こちらの別記につきましては、6月11日の審査会（令和6年度第3回審査会）で一度御説明をさせていただいた内容になります。（令和6年度第3回審査会の事務局資料「環境影響評価技術指針の改正について」の10ページを映して、）「1(1) 環境影響評価の対象」に、まず「対象事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量及びその削減の程度を対象とする。」と前提を記載しておりまして、2段落目の中段に「例えば事業者の管理する火力発電施設、焼却施設から排出される二酸化炭素は評価の対象となるが、道路の建設事業において道路の供用に伴う自動車交通から排出される二酸化炭素は評価の対象とならない。」と記載し、事業者が管理できる範囲において排出される二酸化炭素、温室効果ガスを対象と考えております。また、その下に「ただし、対象をサプライチェーン排出量全般に広げることができる。」とあり、事業者の方でサプライチェーン全般に関する温室効果ガスの排出についても対象にすることができると記載しているところです。

【田中稲子委員】 ありがとうございます。そうすると、上瀬谷ばかりを事例に挙げてい

て、上瀬谷の事例は少し特殊なのかもしれませんが、道路の建設の事業に対しては問えないですけれども、どこまでを影響範囲とするかは事業者の姿勢によるという理解で良いですか。新たに事業を展開することで、多くの集客を見込んでいるという場合に、交通に配慮するということが誘導はできるのでしょうか。義務ではないということでしょうか。

【事務局】 田中稲子委員から御意見を頂戴しましたように、来場者の交通による温室効果ガスの排出については義務ではないけれども、対象とすることもできるということで、事業者の判断によるところになるかと思いません。

【田中稲子委員】 そこは審査会で、影響がかなり大きい可能性があるのではないかとということで、そういうものも算出の対象に含めてくださいというような意見を述べることはできるという理解で良いでしょうか。その都度の判断だとは思いますが。

【事務局】 案件ごとの判断になろうかとは思いますが、審査の中でそういったものの影響が大きいということであれば、審査会で御意見を頂戴したいと思えます。

【田中稲子委員】 分かりました。ありがとうございます。

【奥会長】 よろしいでしょうか。他はいかがですか。それでは、引き続き事務局の方でも検討されるということですので、各項目に関して個別に事務局から委員の皆様へ御相談等があるかと思えますが、その際には御協力をお願いいたします。

事務局の方で確認したい点などはございますか。

【事務局】 特にございません。

【奥会長】 分かりました。本件に関する審議はこれで終了といたします。本日の審査内容につきましては、後日、会議録（案）で御確認いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定されていた議事は終了いたしましたので、事務局にお返しします。

【事務局】 本日の審議については終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。

（傍聴者退出）

- 資料
- ・旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業 計画段階配慮に係る市長意見（案） 事務局資料
 - ・横浜市環境影響評価技術指針の改定について 事務局資料
 - ・別紙 1 前回までの審査会でいただいた主な御意見（別表 2 について） 事務局資料
 - ・別紙 2 技術指針改定案（素案） 別表 2 事務局資料
 - ・別紙 3 技術指針改定案（素案） 別記 土壌 事務局資料
 - ・別紙 4 技術指針改定案（素案） 別記 地盤 事務局資料
 - ・別紙 5 技術指針改定案（素案） 別記 土地の安定性 事務局資料
 - ・別紙 6 技術指針改定案（素案） 別記 安全 事務局資料